

1 いじめの防止についての基本的な考え方

全ての教職員が、「いじめは、子どもの健全な成長にとって看過できない影響を及ぼす深刻な問題であるとともに、人の尊厳を奪う重大な問題であり、絶対に許すことのできない行為である。」、また、「どの子どもにも、どの学校においても起こりうる。」「どんな小さないじめも見逃さない」という共通認識をもち、学校教育のあらゆる場面で人権意識を高める教育にあたる。

すべての生徒が安心して学校生活を送り、さまざまな教育活動の中で自らの力を伸ばしていくためには、「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する対応」に取り組むとともに、いじめを生み出さない学校の風土を作ることが大切である。

今年度の教育目標である「学び続ける生徒を育てる学校づくり」「未来に生きる自己指導能力を育む学校づくり」「豊かな心、望ましい人間関係を育む学校づくり」「家庭・地域とともにある学校づくり」の醸成に主眼を置き、自他の思いを大切にさせながら、主体的で対話的な活動の展開を目指すことで、いじめの未然防止の観点に立った取組を充実させる。

【いじめについての基本的な認識】

(1) いじめとは

<いじめの定義> 小牧市いじめ防止基本方針より（平成30年）

- 当該児童生徒が、一定の人間関係にある者から心理的・物理的な影響を与える行為（インターネット上で行われるものを含む）を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの。
- いじめか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた子どもの立場に立って行う。

＊ けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめか否かの判断する。冗談や悪ふざけであり、悪気はなかった」と言っても、受け手側がその行為を苦痛と感じればそれは「いじめ」である。

- いじめの認知については、特定の教職員のみならず「学校いじめ対策組織」を活用し、組織的に判断する。
- いじめのうち犯罪行為として扱われると認められ、警察の専門的な知識や技能が必要と判断されるものや、児童生徒に重大な被害が生じるおそれがあるものは、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談し連携した対応を取る。

(2) 主ないじめの行為

言葉によるもの 悪口・冷やか・からかい・ふざけあい	欠点や弱みをとらえて悪口を言われる、やじられる、根も葉もない噂を流され、面と向かってでなく、聞こえよがしに悪口を言われるなど。
仲間はずれ 無視される・避けられる	話し合いからはずされる、無視される、避けられる、聞こえよがしに咳払いや合図のような音を立てるなど。
持ち物 隠される・壊される・汚される	履き物や学用品等を隠される、捨てられる、汚される、壊される、落書きをされるなど。
暴力	（軽く）叩かれる、殴られる、蹴られる、ぶつかられる、プロレス技をかけられる、ロッカーやトイレに閉じ込められるなど。
たかり、強要、命令	おごれと強要される、使い走りさせられる、嫌なことを押しつけられる、お金を要求される、万引きなど触法行為をさせられる、衣服を脱がされる、危険なことをさせられるなど。
パソコン・スマホでの中傷等	インターネットやライン等で誹謗中傷を書き込まれる、写真を無断で掲載される、デマを流される、出会い系サイトに勝手に登録されるなど。

いずれも、人の尊厳を著しくおかす行為であり、断じて許されない行為である。また、いじめに対しての報復的な行為は、正当化されるものではない。

（文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より）

(3) いじめに対する基本的な視点

- 教師・生徒ともに人権感覚を鋭敏にし、いじめを許さない、いじめを生まない環境づくりに努める。
教師自身が人権感覚を鋭敏にし、いじめを許さない、いじめを生まない環境づくりに努める。その環境の中で育まれる生徒の人権意識をさらに高め、生徒たち自身にいじめを生じさせない力を身につけさせる。いじめに対して、大半の生徒は「いけないこと」と考えている。「これはいじめである」とはっきり生徒に認識させることで、学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を広めることができる。
- いじめか否かは、受け取る側の心情で判断する。
生徒間に起こるトラブルを「よくあること」、「それぐらいのこと」と受け流さず、子どもの心を傷つける重大な人権問題として受け止める。
- 教師・生徒ともに、「いじめられる側にも問題がある」という見方を絶対にしない。
いじめを許容・助長する要因となり得る。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えに対して、組織として対応する。多面的に情報を収集・分析することで、よりよい解消法を見出す。

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、いじめ・不登校担当教員、心の教室相談員、スクールサポーター等で構成し、必要に応じてスクールカウンセラー等を加える。

<「いじめ防止対策組織」の役割>

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
 - ・ 学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- (2) 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・ 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
 - ・ いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- (3) 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・ 随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。
- (4) いじめに対する措置（いじめ事案への対応）
 - ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
 - ・ 事案への対応については、適切なメンバーで学校いじめ対策組織を構成し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
 - ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。いじめが解消していると判断するには少なくとも次の2つの要件が満たされているかを確認する。
*いじめに係る行為（インターネットを含む）が少なくとも3ヶ月止んでいること。
*被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。（本人および保護者との面接等により確認）

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) 今年度の教育目標を受けて

今年度の教育目標である「学び続ける生徒を育てる学校づくり」「未来に生きる自己指導能力を育む学校づくり」「豊かな心・望ましい人間関係を育む学校づくり」「家庭・地域とともにある学校づくり」の醸成に主眼を置き、自他の思いを大切にさせながら主体的で対話的な活動を展開することがいじめの未然防止につながると考える。

ア 学び続ける生徒を育てる学校づくり

- 全ての生徒の学びを保障し、仲間とともに考え、新たな学びや豊かな発想が生まれる「深い学び」ができる授業づくりを追究する。
 - ・ 見通しをもって粘り強く取り組むことができる教育活動を推進するとともに、次の学びにつなげ

るために適切に生徒の取組を評価する方法を工夫する。

イ 未来に生きる自己指導能力を育む学校づくり

- 校風「自主自立」の精神の自覚を重視し、体験を入れた教育活動を通して豊かな感性を培い、思考力・判断力・表現力といった実践的な資質の育成を図るとともに、自己有用感をもてる生徒を育てる。
- ・ 学校行事において、生徒自身が考え、判断する機会を与え、生徒自身の「思い」を具現化する取組を通して成就感・自己有用感を高める。

ウ 豊かな心・望ましい人間関係を育む学校づくり

- よりよい学年・学級集団づくりを進め、多様な活動を通して互いを認め合い高め合うことができる関係の構築に努める。
- ・ まずは受け入れる（聴く）ことを第一とした共感的な指導を実践する。

エ 家庭・地域とともにある学校づくり

- 情報公開を積極的に進め、地域と連携し、家庭・地域とともにある学校づくりを推進する。
- ・ 学校ホームページの充実を図り、教育活動の様子を積極的に発信する。

(2) いじめの未然防止の取組

ア 「いじめを絶対に許さない」という教師の姿勢を伝える。

短級、学年集会、定例会など、日常的教育活動のあらゆる機会に、教師が「いじめを絶対に許さない」という姿勢を見せ続け、語り続ける。

イ 授業を通して人権感覚を養う。

学びあう学びを実践する中で養われる、他者と関わり合う力、自己を表現する力の伸長を目指す。また、道徳、総合的な学習の時間に、より実践的、体験的に人権感覚を磨き、自他ともに大切にする態度を養う。特に人権週間では、全校体制で人権教育に取り組む。

ウ 生徒たち自身の自浄作用を機能させる。

特別活動の中で、生徒自身に、自らを、また、自分の所属する集団を見つめ直す機会を設け、自主と自治の意識を育む。さまざまな行事に取り組むことで見えてくるもの、生活自己点検など日々の生活を振り返ることで見えてくるものを意識させ、個人として、集団としての成長を目指せるよう支援する。

エ 情報モラル教育の推進

ネット上のいじめは、教師、保護者が実態を把握することが困難であり、匿名性・即時性の高さから被害が短期間で深刻なものとなる。スマートフォン、パソコン等、ネットの正しい利用法とマナーについての理解を深め、ネットいじめの被害者、加害者にならないよう、系統的かつ継続的に指導する。

(3) いじめの早期発見の取組

ア いじめアンケートと教育相談の実施

- ① 各学期に1回、悩み相談・いじめ相談アンケートを実施する。その結果を受けて、担任は学級生徒全員との面談を実施する。
- ② アンケートで集まった情報については、いじめ・不登校担当者がまとめ、いじめ・不登校対策委員会、職員会議等で全職員に実情の周知を図る。生徒の事情によっては、全職員に知らせずに適切に対応する。アンケートや相談記録は3年間保存するものとする。

イ チェックリストの活用

- ① 教師向け「いじめ発見のチェックリスト」を配布し、日々の教育活動に生かす。
- ② 保護者向け「いじめ発見チェックリスト」を配布する。（生徒のいじめ相談アンケート時）

ウ 生徒指導日誌の活用

いじめ・不登校事案について、状況や指導経過、家庭訪問についてなど、担任・学年主任が簡潔に記録する。全職員で対応するために情報を共有することを徹底する。

エ 相談箱の活用

現在設置されている相談箱を活用し、情報を収集する。

オ 相談・支援環境の充実

- ① 心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーと連携し、生徒が悩みを相談しやすい環境を整える。
- ② スクールカウンセラーや心の教室相談員、スクールサポーターによる支援について、年度当初に学

年集会等で広く生徒に紹介し、相談の窓口を広げる。

- ③ 相談窓口「24時間こどもSOSダイヤル」を紹介し、いじめに悩む生徒や保護者の相談に対応する。

(4) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・相談を受けた場合、いじめの疑いがある場合は、速やかに「学校いじめ対策組織」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。いじめが「解消している状態」に至った場合でも、被害生徒及び加害生徒を日常的に注意深く見守るなど、再発防止に努める。
- ウ 教職員の共通理解、保護者の協力、心の教室相談員、スクールサポーターの補助、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、警察、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- エ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- オ ネットいじめへの対応は、必要に応じて警察や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」にもとづいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、学校いじめ対策組織を母体として調査や対応を行う。事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

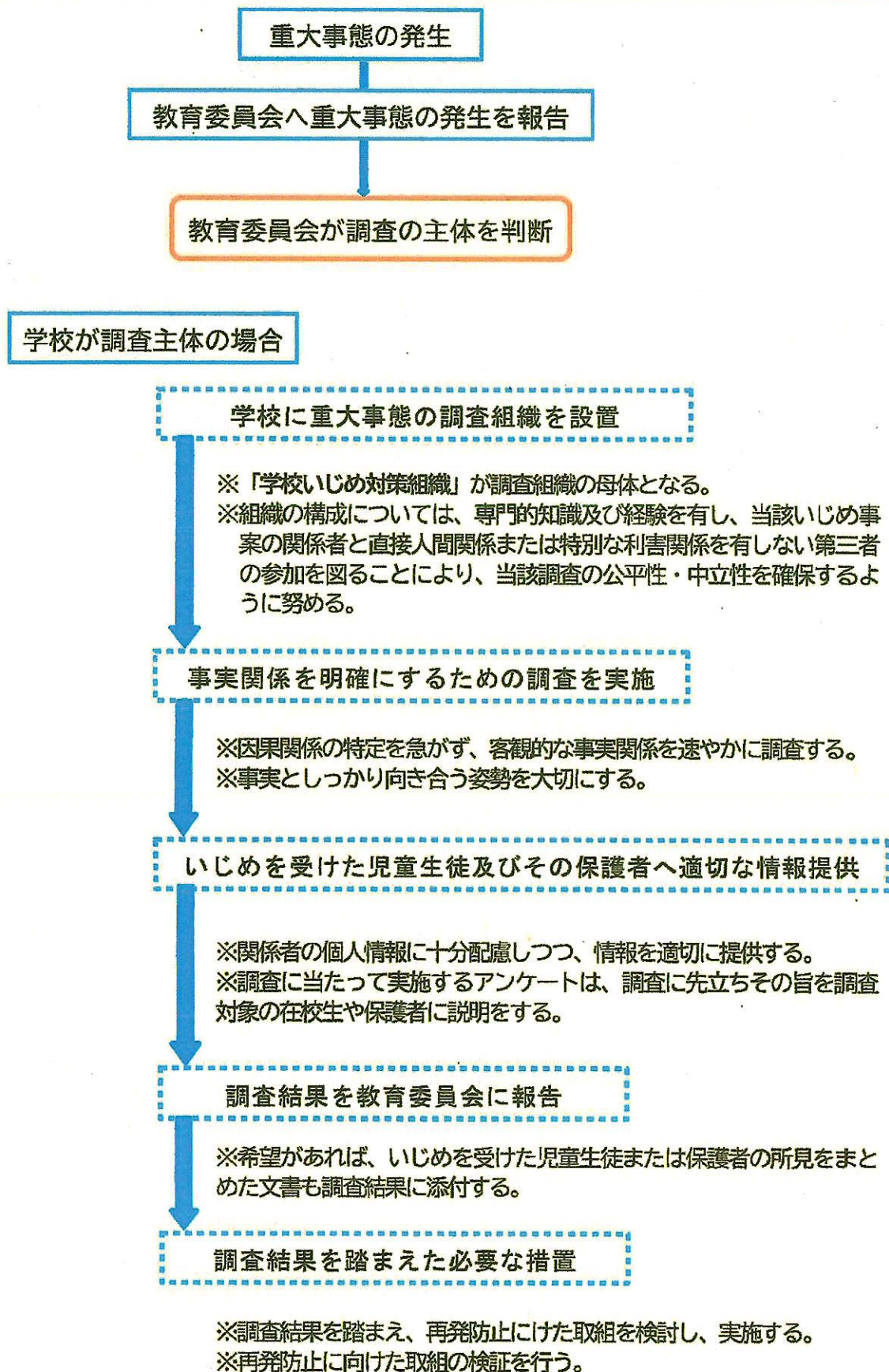
5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル(P L A N ⇒ D O ⇒ C H E C K ⇒ A C T I O N)で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、学校評価において目標の達成状況を評価し、その評価を踏まえて、学校におけるいじめ防止等のための取組の改善を目指す。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、生徒理解やいじめ対応に関する、教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は、ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】



<光ヶ丘中学校 取組の年間計画>

	「いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ A ↓ P ↓ A	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認 ○心の教室相談員やSCの生徒、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○新入生歓迎会	○いじめ相談窓口の生徒、保護者への周知 ○身体測定	○「学校いじめ基本方針」HPに掲載 ○授業参観、PTA総会、学年懇談会
5月		○チェックリスト ○現職教育 ○いじめ・不登校対策委員会	○生活自己点検 ○いじめをなくそう(1年) ○野外学習(2年) ○修学旅行(3年)	
6月		○校内研修	○Q-Uアンケート ○悩み相談・学校生活アンケート ○教育相談週間	○健全育成会議、学校公開日 ○チェックリスト
7月		○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証 ○いじめ防止・情報モラル指導 ○学校保健委員会		○個人懇談会
8月		○現職教育	○Q-U研修	
9月		○いじめ・不登校対策委員会		○学校評価アンケート
10月		○チェックリスト ○生活自己点検 ○体育大会 ○夢の教室		○学校公開日
11月		○Q-Uアンケート ○文化祭	○悩み相談・学校生活アンケート ○教育相談週間	○チェックリスト
12月		○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証 ○人権週間(講話・授業) ○赤い羽根募金活動 ○職業人体験(2年)		○個人懇談会
1月		○Q-U分析		
2月		○自己評価	○悩み相談・学校生活アンケート ○教育相談週間	○学校評価アンケート ○チェックリスト
3月		○学校評価による「基本方針」の実施状況の見直し→取組の改善	○卒業証書授与式	○学校関係者評価委員会で「自己評価」の評価を行う。
通年	ハ	○生徒指導部会で情報交換 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実	○あいさつ運動

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。